

## 【訂正箇所】

### p.120

**誤**：「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)の対象となる他害行為は、殺人、放火、強姦、強制わいせつ、傷害致死、傷害(軽微なものは除く)である。

**正**：「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)の対象となる他害行為は、殺人、放火、強姦~~および~~強制わいせつ、強盗、傷害(軽微なものは除く)である。

※なお、刑法の改正(平成29年6月23日交付、7月13日施行)により、医療観察法の対象行為のうち、強姦は「強制性交等」に変更されております。

(2017/10/26)

### p.42

**誤**：「精神保健福祉法」第24条(警察官の通報)による通報件数は増加傾向にある。  
(10-12)

**正**：「精神保健福祉法」第23条(警察官の通報)による通報件数は増加傾向にある。  
(10-12)

(2018/5/10)